

学校いじめ防止基本方針

1. 目的

いじめ防止対策推進法に基づき、①いじめの未然防止、②いじめの早期発見、③いじめへの対処について、学校、家庭、地域その他の関係者が連携し、学校全体で組織的に取り組むための基本となる事項を定める。

2. いじめの定義

「いじめ」とは、生徒等に対して、当該生徒等が在籍する学校に在籍している等当該生徒等と一定の人的関係にある他の生徒等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった生徒等が心身の苦痛を感じているものをいう。

（いじめ防止対策推進法第2条より）

以下にいじめの具体的な態様例を示す。

- (1) 冷やかしやからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる。
- (2) 仲間はずれ、集団による無視をされる。
- (3) 軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする。
- (4) ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする。
- (5) 金品をたかられる。
- (6) 金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする。
- (7) 嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする。
- (8) パソコンや携帯電話等で、誹謗中傷や嫌なことをされる 等。

（いじめの防止等のための基本的な方針 平成25年10月11日 文部科学大臣決定（最終改定 平成29年3月14日）より）

3. いじめ対応の基本的な考え方

- (1) いじめは決して許されない行為であるという認識を全教職員で共有する。
- (2) いじめは「どの学校、どの生徒にも起こりうる」という認識のもと、未然防止に重点を置く。
- (3) いじめの早期発見に努め、いじめを受けた生徒を徹底して守り通すことを最優先とする。
- (4) いじめの疑いがある場合は、被害生徒及び加害生徒の立場に立って事実確認を行い、学校全体で組織的に解決に向けて対応する。

4. いじめ対策委員会

(1) 構成

校長、教頭、生徒指導主事、カウンセラー、保健主事、養護教諭、教務主任、生徒会主任、当該学年主任、学科主任、寄宿舍環境整備部主任、当該学級担任、外部委員

(2) 役割

- ア 学校いじめ防止基本方針の策定・見直し
- イ 年間計画の作成・実行
- ウ いじめの相談・通報の窓口
- エ いじめに関する情報の収集・共有

オ いじめ解決に向けての組織的対応

(3) いじめの相談窓口

学級担任（副担任）、部顧問、カウンセラー、養護教諭、学年主任、学科主任、生徒指導部、寄宿舎環境整備部主任、SC、SSW など

5. いじめの未然防止

(1) いじめが起きない環境づくり

生徒と教職員及び生徒同士の信頼関係を構築し、多様性を認め、自他を尊重し、一人ひとりが発言することへの安心感が持てる、全ての生徒にとって安全で安心な学校づくりを推進する。

(2) 生徒の社会的資質の育成

普段の学習活動や学校行事、部活動等の全ての教育活動をとおして、生徒の自己理解力や自己肯定感、コミュニケーション力、他者理解力、人間関係形成力、協働性、目標達成力、課題解決力などの社会的資質を高める教育を推進する。

(3) 生徒の自己指導能力の育成

学級活動、生徒会活動等において、いじめに関わる問題を取り上げるなど、生徒自らが自主的にいじめ防止に向けて取り組む活動を支援する。

(4) 人権意識と生命尊重の態度の育成

人権教育、薬物乱用防止教育、情報モラル教育等をとおして、お互いを思いやり、尊重し、生命を大切にすることが育つように支援する。

(5) 学校として特に配慮が必要な生徒

学校として特に配慮が必要な生徒については、日常的に、当該生徒の特性を踏まえ適切な支援を行うとともに、保護者や関係機関と連携し、必要な指導を組織的に行う。

(6) 校内指導体制の確立

特定の教職員が問題を抱え込むことなく、いじめの重大性を全教職員で認識し、協力した指導体制を確立する。

(7) 教師の指導力の向上

いじめに関する研修を実施する等、いじめ問題に関する指導上の留意点などについて、教職員間の共通理解を図り、その観察力や対応力の向上に努める。

(8) 家庭、地域、関係機関との連携強化

家庭やPTA等といじめ問題について協議する機会を設け、いじめの根絶に向けて学校・保護者・地域等が一体となった取組みを推進する。

(9) 学校いじめ防止基本方針の周知

入学時、各年度始めに、生徒、保護者、関係機関等へ「学校いじめ防止基本方針」を必ず説明し、保護者や地域の理解を得る。また、より多くの大人が子どもの悩みや相談を受け止めることができるようにする。

(10) 学校いじめ防止基本方針による取組みの評価

学校基本方針に基づく取組の実施状況を学校評価の評価項目に位置付け、目標の達成状況を評価する。評価結果を踏まえ、取組の改善を図る。

6. いじめの早期発見

(1) 信頼関係の構築

いじめ早期発見につながるように、教職員は、日頃から生徒・保護者とのコミュニケーションを大切にし、気軽に相談できる関係づくりに努める。（学科会・学年会）

(2) 教職員による観察

授業中や休み時間、清掃時間など、日常のあらゆる場面で生徒の表情や行動の変化、欠席・遅刻の傾向などに注意を払い、些細なサインも見逃さない。

(3) 教職員間、保護者との情報共有

教職員間、保護者と連携し、いつでも情報を共有できる体制をつくる。

(4) アンケートや個人面談等の実施

アンケートや個人面談・保護者面談等を実施し、生徒の生活実態についてきめ細かな把握に努める。

(5) 教育相談体制の整備

新年度が始まると速やかに「いじめ対策委員会」を開催し、校内に生徒や保護者等の悩みを積極的に受け止めることができる教育相談体制を整備する。また、その充実に向け、スクールカウンセラー等の学校内外の専門家の活用を図る。

(6) 相談機関等の周知

学校以外の相談窓口（24時間子供SOSダイヤル（親子ホットライン）、メール相談窓口等）について、周知や広報を行う。

7. いじめへの対処

(1) いじめの発見・通報時の対応

ア 即時対応

いじめの行為を発見した教職員は、その場で直ちに行為を止めさせる。

イ 安全確保

被害生徒の安全、いじめを知らせた生徒の安全を最優先に確保する。必要に応じて別室での学習や登下校時の配慮を行う。

ウ 情報報告・共有

発見・通報を受けた教職員は、その情報を一人で抱え込まず、直ちに管理職に報告し、いじめ対策委員会で迅速に情報共有する。

(2) 組織的な対応

いじめ対策委員会を開き、学校全体で組織的に対応する。

ア 事実確認

被害生徒、加害生徒、いじめを見ていた生徒から、先入観を持たず、公平かつ中立的な立場を保ち複数人で丁寧に聴き取る。聴き取った内容に矛盾が無いかお互いの主張をすり合わせ、客観的な事実を把握する。

イ 情報共有

事実確認した情報を共有する。

ウ 対応方針の決定と実行（被害生徒の支援、加害生徒の指導、保護者への連絡等）

(3) 生徒への指導と支援

ア いじめを受けた生徒への支援

心のケアや安心感の回復に努めるとともに、継続的に状況を把握し、支援計画を作成・実行する。

イ いじめを通報した生徒への支援

通報者の氏名や提供情報を漏らさないようにし、いじめの加害者や周囲の生徒から嫌がらせや報復が無いように安全を確保する。また、通報者の状況を継続的に把握し、不安やストレスに対する支援を行う。

ウ いじめた生徒への指導

行為の重大性を理解させ、自らの行為の責任を自覚させる。被害生徒との関係修復に向け、自

分ができることを考えられるように働きかける。行為に至った背景についても把握し、再発防止に向けた指導・支援を継続する。

エ いじめを見ていた生徒への指導

傍観していた生徒も含め、いじめは集団の問題であるという認識のもと、いじめを許さない態度を育むための指導を関係者全体に行う。

(4) 保護者（被害者・加害者）との連携

ア 事実関係について、速やかに関係生徒の保護者に説明する。

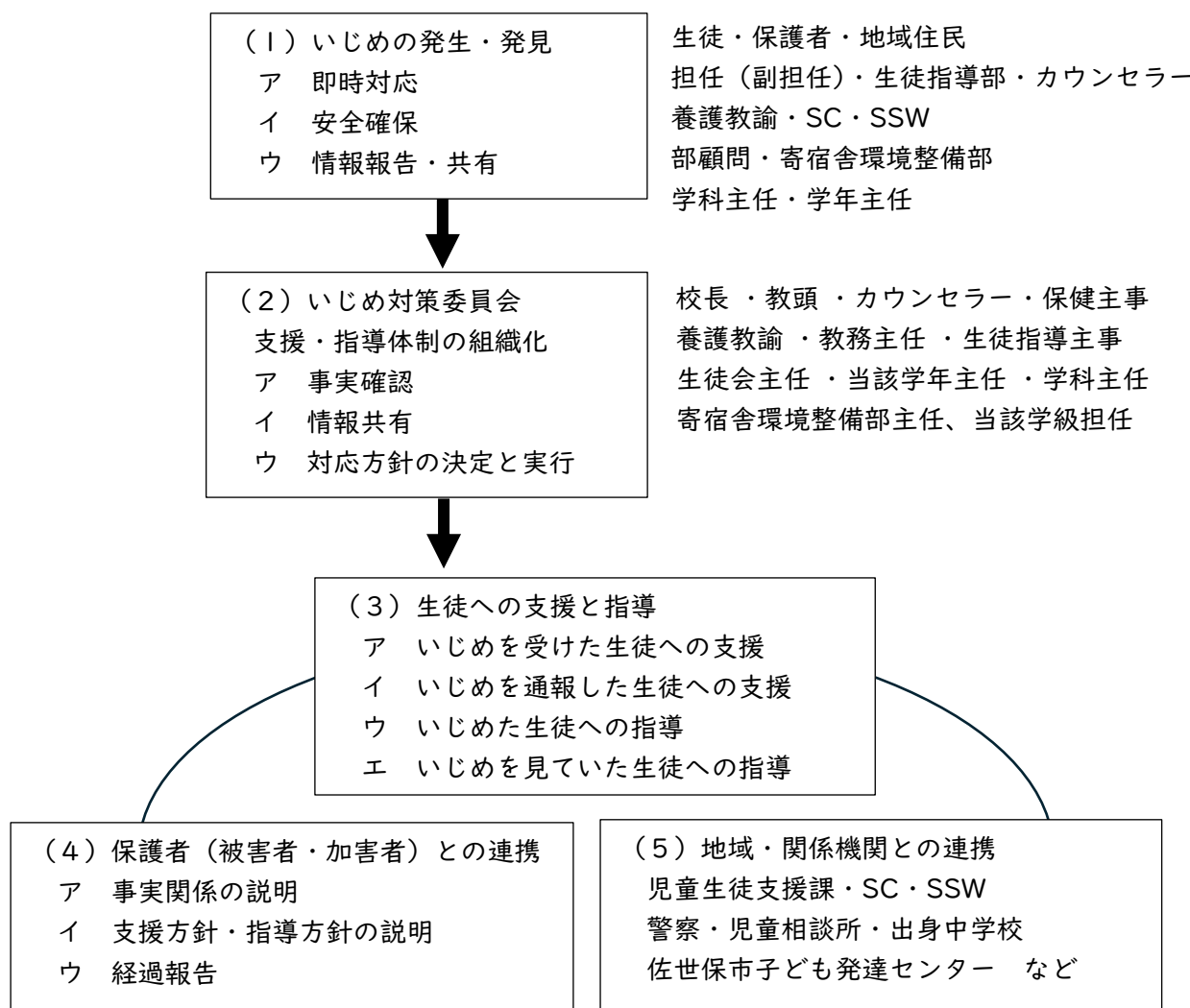
イ 学校の支援方針・指導方針を説明し、理解と協力を求める。

ウ 随時、支援・指導の経過を説明する。

(5) 地域・関係機関との連携

地域・関係機関（児童生徒支援課・SC・SSW・警察・児童相談所・出身中学校・佐世保市子ども発達センターなど）と連携する。

【いじめへの対処】



8. いじめの解消

(1) いじめに係る行為が止んでいること。

加害生徒及びいじめを見ていた生徒に対して面談等を行い、いじめに係る行為が止んでいるかどうかを確認する。

(2) 被害生徒が心身の苦痛を感じていないこと。

被害生徒本人及びその保護者に対して、心身の苦痛を感じていないかどうかを面談等により確認する。

(3) 「解消している」状態に至った場合でも、関係生徒について教職員は日常的に注意深く観察する。

9. その他

この「学校いじめ防止基本方針」は「いじめ対策委員会」によって適宜見直しを行い、学校や生徒の実情に合わせ、修正等を加えるものとする。

改訂履歴

令和 8 年 1 月 策定